

従業員もしくは働く予定だった人が新型コロナウイルスに罹患し出勤できなくなった場合

不足人員の以下①、②の書類が必要です。

<必要書類>

- ①診断書の写し（指定様式はありません）
- ②当該従業員の時給額が分かるもの（指定様式はありません）

→例：賃金台帳等